

受給者証で利用できる福祉サービスについて



◆福祉サービスの種類（地域療育センターあおばでサービス等利用計画を立てる福祉サービスの一例）

【児童発達支援事業】対象年齢：未就学

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活に適応するための支援。

療育の観点から、個別療育、集団療育を行う必要が認められる未就学児。

【保育所等訪問支援事業】対象年齢：0歳～18歳未満

お子さまが地域集団や家庭で安心・安定して過ごしていくことを目的に、所属の地域集団（保育園、幼稚園、学校等）にスタッフが訪問し、療育的視点からお子さんの集団生活の支援等について先生方と共有します。

※ 地域療育センターあおばが提供する保育所等訪問支援事業を希望される場合、担当ソーシャルワーカーとの相談が必要です。対象は小学校6年生までです。

◆福祉サービス利用料金等について

児童発達支援事業及び保育所等訪問支援事業の利用料金利用者負担額は無償化の対象です。
無償化の対象年齢は、お子様が満3歳になって初めての4月1日から小学校入学までの3年間です。

負担額は※世帯所得に応じ、上限月額が設定されており、市民税額を基に決定されます。
サービス利用にかかる利用者負担額は、サービス提供に要した費用の1割です。

また、利用料以外の費用（交通費、飲食代、食材料費、医療費等）は利用者負担があります。

区分	世帯の所得のなどの状況		負担上限額
生活保護	生活保護（または中国残留邦人等支援法による支援給付）受給世帯		0円
低所得1	市民税非課税世帯	保護者の収入の年収が80万以下	0円
低所得2		低所得1に該当しない方	0円
一般1	市民税課税世帯	所得割28万未満	4,600円
一般2		所得割28万以上	37,200円

※「世帯」とは、原則として住民基本台帳の世帯。

◆その他の減免および控除等の適用について

多子（きょうだい児）減免

下記の要件1、もしくは2に該当する場合に適用されます。
詳しくは区役所申請時にお尋ねください。

【要件1】

児童発達支援事業所を利用する児童のほかに、就学前の兄または姉が、児童発達支援事業所、認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育、特別支援学校幼稚部等に在籍している場合

【要件2】

世帯の市民税額が世帯の市町村民税所得割合算額が扶養控除等再計算後、77,101円未満の世帯（市町村民税非課税世帯及び生活保護受給世帯を除く）である場合

ひとり親家庭への 寡婦控除みなし適用

利用者負担額の上限額は住民税を基に決定しています。
横浜市はひとり親家庭への支援として、婚姻をしたことがなく母または父となった場合、利用者負担額の判定を行っております。
詳しい要件や申請方法は横浜市のホームページをご覧ください。

高額障害福祉サービス給付費 （高額償還給付費）

世帯における利用者負担額の合計が、一定基準を超える場合、超えた分が返還されます。区役所での申請が必要となります。

※一定基準額は…利用者負担額（1割負担分）37,200円

ご不明な点は、下記にお問い合わせください。

青葉福祉保健センター こども家庭支援課	〒225-0024 青葉区市ケ尾町 31-4	045-978-2457
横浜市こども青少年局 障害児福祉保健課	〒231-0005 中区本町6丁目 50-10 市庁舎 13階	045-671-4274